

公益社団法人日本ボクシング連盟危機管理規程

令和5年6月3日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ボクシング連盟（以下「日連」という。）の運営に支障を来す危機事象が発生した、またはそのおそれがある場合に、危機管理体制について必要な事項を定めることにより日連役職員、選手、関係者等の安全確保を図るとともに、日連の損失を最小限に止めることで、日連の社会的責任を果たすことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役職員 日連の役員（日連定款6条第1項に規定する正会員および普通会員（選手を除く））ならびに専門委員会を構成する委員）および日連が雇用する事務局職員および日連行事関係者（日連が主催または共催する競技会、講習会等の行事の運営に携わる審判、講師その他運営役員）をいう。
- (2) 選手 日連に対し選手登録をした者をいう。
- (3) 危機事象 役職員、選手等の生命の安全および日連の社会的評価に大きな影響を与え、または日連の財産に重大な被害が生じるなど日連の円滑な運営に支障を与える、またはそのおそれのある事象をいう。
- (4) 危機管理 危機事象の発生の予防および被害軽減のために、平常時から行う措置および危機事象の発生時において、被害を最小限に抑制するための緊急の対応をいう。
- (5) 事案担当組織 危機事象への対応等を主管する専門部・専門委員会をいい、危機管理の対象となる危機事象により、危機管理最高責任者が決定する。

(適用範囲)

第3条 この規程は、日連の役職員に対して適用する。

(対象危機事象)

第4条 この規程において対象とする危機事象は、次のとおりとする。

- (1) 事故・災害（地震・風水害・火山の噴火等に起因する自然災害、毒劇物や放射能による災害等の緊急事態、運輸事故、施設破壊、火災・爆発事故、環境汚染等）
- (2) 選手問題（選手の事故や不祥事）
- (3) 役職員問題（役職員の事故や不祥事）
- (4) 競技会関連事象（競技会運営上の事故や不祥事）
- (5) 保健・衛生問題（食中毒、感染症の発生）
- (6) 日連および加盟団体内の犯罪（不審者の侵入、盗難、破壊、人の殺傷）
- (7) コンプライアンス（業務遂行上の過失・問題、各種法令違反、倫理違反、知的財産権の侵害・被侵害等）
- (8) 情報セキュリティ（個人情報・機密情報の漏洩・紛失、コンピュータ・ネットワークの障害、情報犯罪等）
- (9) その他日連の円滑な運営に大きな影響を与える、またはそのおそれのあるもの

(危機管理体制)

第5条 危機管理体制の推進のため、危機管理最高責任者、危機管理総括責任者、危機管理対応責任者、危機管理責任者を置く。

(危機管理最高責任者)

第6条 危機管理最高責任者は、会長をもって充て、日連における危機管理業務を総括する責任を負う。

(危機管理総括責任者)

第7条 危機管理総括責任者は危機事象の発生状況により、副会長のうちより危機管理最高責任者が指名する。

2 危機管理総括責任者は、危機事象の予防・回避および発生時における人命の安全確保ならびに被害の軽減、二次災害および業務の早期再開に努めなければならない。

(危機管理対応責任者)

第8条 危機管理対応責任者は専務理事をもって充てる。

2 危機管理対応責任者は、危機管理業務を推進し、必要な措置を講じなければならない。

3 危機管理対応責任者は、危機管理のための対応マニュアルがない危機事象や所管が不明な危機事象について、初動時の対応をしなければならない。

(危機管理責任者)

第9条 危機管理責任者は、事案担当組織（専門部・専門委員会）の担当理事をもって充てる。担当理事が複数存在するときは、危機管理対応責任者の指名による。

2 危機管理責任者は、事案担当組織（専門部・専門委員会）内における危機管理業務を推進し、必要な措置を講じなければならない。

(事案担当組織の理事の責務)

第10条 事案担当組織の理事（危機管責任者）は、当該組織が担当する危機であって、当該組織内で対処することが適切と判断する事象については迅速に対処し、その内容、対処方針、対処状況、対処結果を危機管理対応責任者および危機管理総括責任者を通じ、危機管理最高責任者に報告し、その了解を得なければならない。

2 事案担当組織の理事（危機管責任者）は、当該組織（専門部・専門委員会）のみに係る危機事象であっても、日連の円滑な運営に影響を与える、またはそのおそれがあると判断する場合は、危機管理対応責任者を通じ危機管理総括責任者に対し危機対策本部の設置を申し出ることができる。

(危機管理委員会)

第11条 危機管理に関する重要事項を審議するために、専門委員会の一つとして危機管理委員会を設置する。

2 危機管理委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 危機管理最高責任者
- (2) 危機管理総括責任者
- (3) 危機管理対応責任者
- (4) 危機管理最高責任者が指名する理事 若干名
- (5) 事務局長
- (6) 事務局次長

- 3 危機管理委員会の委員長は、危機管理最高責任者をもって充てる。
- 4 危機管理委員会が必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(審議事項)

第12条 危機管理委員会は次の事項を審議する。

- (1) 危機管理体制構築に関する情報の収集、分析および対応策の検討
- (2) 役職員、選手に対する適切な情報提供
- (3) 危機管理マニュアルの作成および見直し
- (4) 役職員、選手への啓発活動の検討および実施の指示
- (5) 緊急時における危機管理体制の検討
- (6) 危機管理責任者への危機管理体制構築・管理・見直しの指示、
- (7) その他の危機管理に係る必要事項

(危機管理委員会の開催)

第13条 危機管理委員会は、次の掲げる2種として、委員会が招集する。

- (1) 定例 原則として年1回開催する。
- (2) 臨時 この規程で定める事項等を見直し必要が生じたときは、その都度開催する。

(危機対策本部)

第14条 危機管理最高責任者または危機管理総括責任者は、危機事象が発生またはそのおそれがあり、かつ、対策を講ずる必要があると判断する場合は、危機管理委員会委員が中心となり、速やかに危機対策本部を設置するものとする。

- 2 危機対策本部は、原則として、Japan Sport Olympic Square内に設置する。ただし、必要に応じて別の場所に設置することができる。

(危機対策本部長および本部長)

第15条 危機対策本部長（以下「本部長」という。）は、当該危機事象の発生状況により危機管理最高責任者または危機管理総括責任者をもって充てる。

- 2 本部長は、危機対策本部を設置した場合、危機管理対応責任者、当該危機管理責任者その他関係者を危機対策本部長として直ちに招集する。
- 3 危機対策副本部長は、危機対策本部長のうちから本部長が指名し、本部長を補佐する。

(危機対策本部の実施事項)

第16条 危機対策本部は、次の事項を早急に実施するものとする。

- (1) 危機事象発生時の対応のための情報の収集、分析および対応策の検討
- (2) 対応策の決定および実施
- (3) 役職員、選手等に対する適切な情報提供
- (4) 関係機関等との連携および連絡調整
- (5) 報道機関への情報提供
- (6) その他当該危機事象への対応に係る必要な事項

(危機対策本部の権限)

第17条 危機対策本部は、本部長の指揮の下、迅速かつ的確に危機に対処するものとする。

- 2 すべての役職員は、危機対策本部の決定に従わなければならない。

3 危機対策本部が危機事象に対処する場合は、日連の諸規程により必要とされる手続きを省略できるものとする。ただし、対処の終了後には、必要な措置を講じる。

(危機対策本部の解散)

第18条 危機対策本部は、本部長が危機事象は終息したと判断した時、解散する。

(危機管理に関する役職者の責務)

第19条 役職員は、進んで危機管理に関する啓発に努め、危機事象を検知した場合には、直ちに初期対応を行い関係者と協議の上、上位者へ必要事項を報告しなければならない。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、令和5年6月3日から施行する。